

広島県告示第七百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があつた。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

上	位 置	面 積	下 欄
	呉市豊浜町大字豊島字札場口三五八二の四に接する小の浦七号物揚場に接する小の浦橋に接する小の浦二号防波堤の地先		
			呉市豊浜町大字豊島字札場口